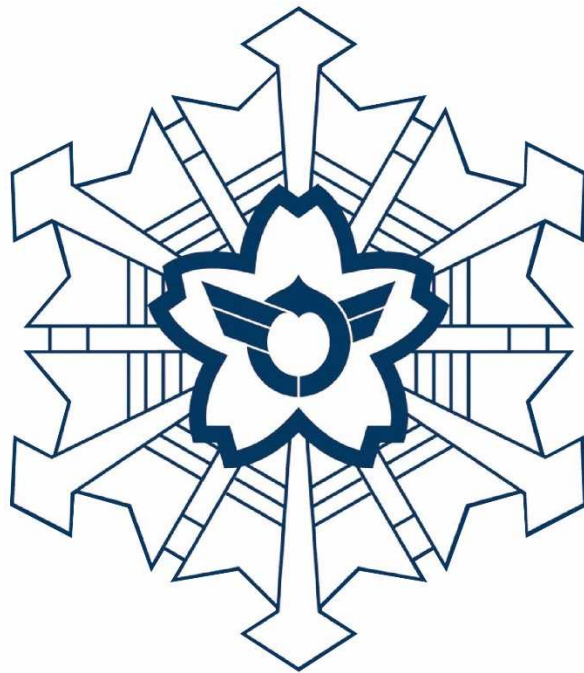


令和4年度

消防学校教育訓練計画

消防学校教育訓練実施要綱



滋賀県消防学校

校訓

- 一、使命と責務の自覚
- 一、規律と礼節の保持
- 一、信頼と絆の精神
- 一、創意と創造への挑戦
- 一、人類愛と郷土愛の醸成

滋賀県消防学校



は じ め に

本県においては、昨年8月、活発化した前線の影響を受け、県内各地で住宅の浸水被害が発生したほか、道路の冠水が多発する等、多くの被害をもたらしました。また、火災も毎年400件近く発生している状況が続いております。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、消防活動においても救急隊をはじめとして感染防止対策を徹底するなどの対応が求められました。

近年、全国では地震や大火、豪雨災害をはじめとする大規模災害、広域災害が毎年のように多発しております。また、記録的猛暑や大雪など、気象状況も厳しさを増しています。こうした状況の中、消防にとっては、消防設備・機械器具等の充実強化を図るとともに、災害現場で効果的な消防活動等を実施するための知識や技術をいかに伝承していくかが、重要な課題となっています。

本校は消防組織法第51条第1項の規定に基づき、消防職員および消防団員を主たる対象として、消防人育成のための教育訓練を実施する県の機関であり、消防に関する幅広い分野の基礎的な内容から時代のニーズに応えるための高度で専門的な内容まで、1年間を通じて多種多様な教育訓練を実施しているところです。

この度、令和4年度における教育訓練計画および教育訓練実施要綱を作成しましたので、県内の消防機関の皆様におかれましては、それぞれの組織強化、人材育成および消防力の充実強化に向けた教育訓練の参考資料にさせていただくとともに、入校を希望される場合にあっては、入校手続き等に遺漏のないようお願いします。

令和4年(2022年)2月

滋賀県消防学校長

目 次

教育訓練計画	・・・・・・・・・・	1
教育訓練実施要綱	・・・・・・・・・・	6
入 校 手 続	・・・・・・・・・・	28
入校申込書（様式）等	・・・・・・・・・・	32
事 例 研 究 等	・・・・・・・・・・	39
別 表	・・・・・・・・・・	49
携 行 品 一 覧	・・・・・・・・・・	52

教育訓練計画

令和4年度滋賀県消防学校教育訓練計画

1 目的

教育訓練は、消防職員、消防団員その他消防関係者に消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の錬成、規律の保持および協同精神の醸成を図り、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るようその資質を高めることを目的とする。

2 基本方針

目的を達成するため、教育訓練の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 消防の本質と消防の責務および基本理念を正しく認識させる。
- (2) 消防活動に必要な規律、節度を修得させる。
- (3) 公正明朗な品性と良識を養成する。
- (4) 強靱な体力、旺盛な気力の錬成と敏活な行動力を養成する。
- (5) 消防に必要な知識、技能を修得させ、能率的な職務遂行能力を養成する。
- (6) 消防人としての人格形成、協同精神の醸成および集団行動の重要性を体得させる。

3 教育訓練の種別

(1) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育

消防職員として必要な基礎的知識と技能を修得させるとともに、厳正な規律、旺盛な気力、強靱な体力ならびに消防人に必要な人格と協同精神を養成する。

イ 専科教育

(ア) 警防科

警防業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。

(イ) 予防査察科

予防査察業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。

(ウ) 救急科

救急業務に必要な専門的知識および技能を修得させるとともに、救急隊員の資格を付与する。

(エ) 救助科

救助業務に必要な専門的かつ高度な知識および技能を修得させるとともに、救助隊員の資格を付与する。

ウ 幹部教育

(ア) 初級幹部科

初級幹部として必要な見識と指揮監督能力および技能を修得させるとともに、初級幹部としてふさわしい人格を養成する。

エ 特別教育

(ア) 特別幹部教育（研修教官）

初任教育等において実施する教育指導および生活指導から幹部としての必要な見識と指揮監督能力を修得させるとともに、幹部職員としてふさわしい人格を養成する。

(イ) 水難救助教育

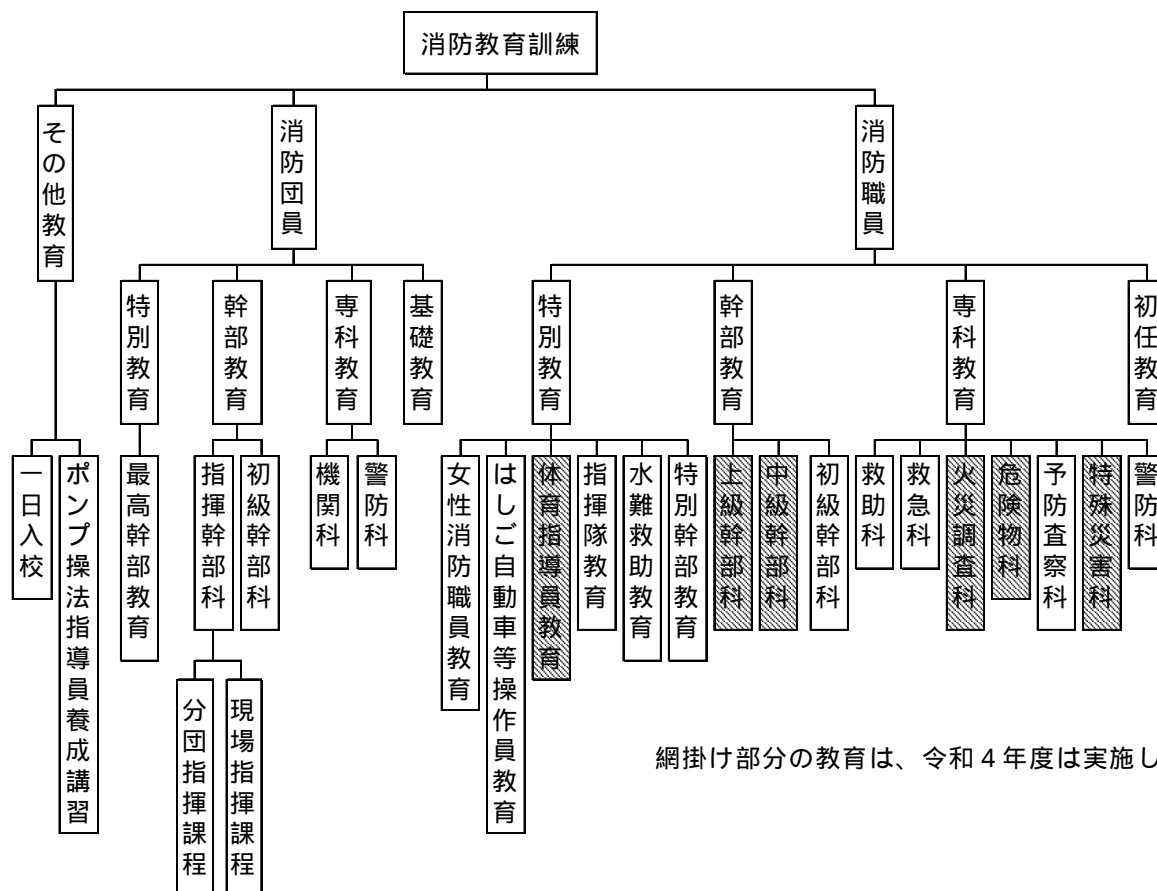
水難救助業務に必要な専門的かつ高度な知識および技能を修得させる。

(ウ) 指揮隊教育

現場指揮に必要な専門的知識および技能を修得させる。

- (I) はしご自動車等操作員教育
はしご自動車等の取扱いに関する高度な知識を身につけ、安全で円滑な運用技術を修得させる。
 - (オ) 女性消防職員教育
「女性活躍推進」を目的とし、女性消防職員の今後の職域拡大に向け、消防職員の意識改革を図る。
- (2) 消防団員に対する教育訓練
- ア 基礎教育
消防団員として必要な基礎的な知識および技能を修得させる。
 - イ 専科教育
 - (ア) 警防科
警防活動に必要な知識および技能を修得させる。
 - (イ) 機関科
機関運用に必要な知識および技能を修得させる。
 - ウ 幹部教育
 - (ア) 初級幹部科
初級幹部として必要な見識と消防活動上必要な知識および技能を養成する。
 - (イ) 指揮幹部科現場指揮課程
現場指揮者として必要な見識と消防活動上必要な知識および技能を養成する。
 - (ウ) 指揮幹部科分団指揮課程
分団の指揮者として必要な見識と消防活動上必要な知識および技能を養成する。
 - エ 特別教育
 - 最高幹部教育
最高幹部として必要な見識と社会情勢の変化に対応する管理能力を養成する。
- (3) その他消防関係者に対する教育訓練
- ア ポンプ操法指導員養成講習
消防団員の消防操法技術の向上を図るため、滋賀県消防操法訓練大会実施要領に定めた行動を適切に指導できる指導者を養成する。
 - イ 一日入校
地域の自主防災組織や事業所、女性防火クラブ等に対し、防火・防災講座、規律訓練、消火訓練等の教育訓練を実施することにより県民の防災意識の更なる高揚を図る。

< 教育訓練体系図（令和4年度） >



網掛け部分の教育は、令和4年度は実施しない

令和4年度(2022年度)教育訓練計画月別表

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
R4(2022)	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
4					職員初任教育(4/5~9/30 118日:824h) 職員特別幹部教育(4/5~9/29の内30日前後:210h前後)																			操法指導員養成講習(各6h)							
5	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
6	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
7	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
8	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
9	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
10	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
11	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
12	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
R5(2023)	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
1										職員指揮隊教育(1/11~17 5日:35h)										職員救急科(1/19~3/17 41日:287h)											
2	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
3	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金

消防団員基礎教育については、4~7月に県内9か所にて各2日間(うち消防学校が担当するのは1日間)実施する。
 女性消防職員教育については、適宜実施する。
 初任教育において、水難救助教育と重複する期間に自宅学習日(教育時間には含まない)を3日間設ける予定。
 変更が生じる場合がある。

教育訓練実施要綱

教育種類別目次

消防職員に対する教育

1	初任教育	7
(専科教育)		
2	警防科	9
3	予防査察科	10
4	救急科	11
5	救助科	12
(幹部教育)		
6	初級幹部科	13
(特別教育)		
7	特別幹部教育(研修教官)	14
8	水難救助教育	15
9	指揮隊教育	16
10	はしご自動車等操作員教育	17
11	女性消防職員教育	18

消防団員に対する教育

12	基礎教育	19
(専科教育)		
13	警防科	20
14	機関科	21
(幹部教育)		
15	初級幹部科	22
16	指揮幹部科現場指揮課程	23
17	指揮幹部科分団指揮課程	24
(特別教育)		
18	最高幹部教育	25

その他

19	ポンプ操法指導員養成講習	26
20	一日入校	27

令和4年度滋賀県消防学校教育訓練実施要綱

1 消防職員初任教育

(1) 目的

消防職員として必要な基礎的知識と技能を修得させるとともに、厳正な規律、旺盛な気力、強靱な体力ならびに消防人に必要な人格と協同精神を養成することを目的とする。

(2) 対象者

新任消防職員

(3) 到達目標

ア サービス義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。

イ 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。

ウ 消防業務全般について概要を理解していること。

エ 住民からの一般的な質問に回答できること。

(4) 期間

令和4年4月5日(火)から令和4年9月30日(金)まで

入校受付は、4月5日(火)の8時15分から8時40分までとする。(受付時の服装は制服とする。)

(5) 教育科目および時間数

教 科 目	時間数	内 容
倫理	5	現代社会と消防、地域社会と消防、消防職員の使命
法学基礎・消防法	17	消防行政と法、法の分類、法の効力と適用、法律関係、行政法、法の体系、刑法、消防法の目的、主要規定の概要
消防組織制度	9	地方自治制度、自治体消防制度、消防の組織
サービスと勤務	18	地方公務員制度、消防実務、消防職員の勤務条件、文書実務、情報公開と個人情報保護、接遇、事故防止、人権啓発、外国人対応
理化学	9	物理、化学、電気、燃焼と消火
予防広報	13	防火管理の意義、防火・防災管理制度、統括防火・防災管理制度、消防広報、自主防災
危険物	10	消防法上の危険物、危険物施設の規制、指定可燃物等
消防用設備	10	消防用設備等の規制概要、主要な消防用設備等の基準概要、消防用設備等の着工届および検査等
査察	8	総則、査察要領、違反処理、定期点検報告制度
建築	6	総則、建築構造、建築法令、建築規制、消防活動上の規制、建築図書
安全管理	16	安全管理の概要、業務活動別の安全管理、精神衛生
特殊災害と保安	8	特殊災害の概説、特殊災害の基礎知識と活動要領
火災防ぎょ	22	火災防ぎょの概要、火災防ぎょ行動、建物火災防ぎょ、建物以外の火災防ぎょ
火災調査	6	火災原因調査、火災損害調査、火災調査書類
防災	17	災害対策、気象と災害、水災防ぎょ、地震対策
救急	39	人体知識、応急処置法、傷病別応急処置、救急実務および関係法令、応急手当普及啓発

教 科 目	時間数	内 容
消防機械・ポンプ	1 8	消防用自動車等、消防通信、消防ポンプ、水力学、ポンプ運用
訓練礼式	5 0	各個訓練、通常点検、敬礼動作、辞令等の受領、小隊訓練
消防活動訓練	9 1	消防用ポンプの基本操作要領
救助訓練	6 4	ロープ取扱技術、救助操法
機械器具取扱訓練	6 3	消防機器の概要、各種資器材の諸元・性能・取扱要領・保守管理要領等
消防活動応用訓練	9 5	消火活動訓練、救助活動訓練、火災総合訓練、救急救助総合訓練
体育	6 7	体力錬成、体力測定、トレーニング要領と実践
実務研修	3 5	消防署勤務実習
選択研修	5 4	資格取得教育等
効果測定	1 8	効果測定
行事その他	5 6	入校式、修了式、講話、その他行事等
計	8 2 4	

(6) 携行品

P 5 3 携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類（「入校手続」参照）

ア 提出期限は、令和 4 年 2 月 2 5 日（金）必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書（様式第 1 号）、別紙様式 A および別紙様式 B とする。

(8) その他

次の指定物品を個人負担で購入予定である。（金額は令和 3 年度実績額）

トレーニングウェア（上下 1 着）	8 , 4 0 0 円
Tシャツ（ 1 着）	9 0 0 円
ハーフパンツ（ 1 着）	3 , 2 0 0 円
合計	1 2 , 5 0 0 円

2 消防職員専科教育警防科

(1) 目的

警防業務に必要な専門的知識および技能を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

消防司令補または消防士長（その予定者で、警防業務経験 5 年以上の者を含む）の階級にあつて警防業務に従事する者

(3) 到達目標

ア 警防行政の現状および課題を理解していること。

イ 防災関係法令に関する専門的知識および災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。

ウ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。

エ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

(4) 期間

令和 4 年 1 1 月 1 0 日（木）から令和 4 年 1 1 月 2 4 日（木）まで

入校受付は、1 1 月 1 0 日（木）の 8 時 1 5 分から 8 時 4 0 分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内 容
講話	1	職責と心構え
防災	5	災害対策基本法の概要、水防法の概要、武力攻撃事態における国民保護に係る消防の役割
警防対策	1 3	各種災害対策および緊急消防援助隊
消防戦術と安全管理	1 4	災害現場の指揮および指揮要領と安全管理
図上訓練	1 0	図上訓練の企画立案および検証
実技訓練	1 5	実技訓練の企画立案および検証
事例研究	6	実務研究課題討議
健康管理	3	体力づくり、体力管理、精神衛生
効果測定	2	効果測定
行事その他	1	入校式、修了式等
計	7 0	

(6) 携行品

P 5 3 携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類（「入校手続」参照）

ア 提出期限は、令和 4 年 1 0 月 7 日（金）必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書（様式第 1 号の 2）とする。

(8) その他

ア 事例研究資料を入校申込書類と同時に提出すること。（「事例研究」参照）

イ 入校者はインフルエンザの予防接種を努めて受けること。

ウ 次のことを事前学習しておくこと。

（ア）結索...基本結索、器具結索

（イ）機械器具...三連はしご取扱い、エンジンカッター

（ウ）消防救助操法...応急はしご救出、検索救助第一法

3 消防職員専科教育予防査察科

(1) 目的

予防査察業務に必要な専門的知識および技能を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

予防査察業務に従事する者

(3) 到達目標

ア 査察行政の現状および課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。

イ 防火管理、建築規制、危険物規制および消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。

ウ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者に対して是正を指導できること。

(4) 期間

令和4年12月12日(月)から令和4年12月23日(金)まで

入校受付は12月12日(月)の8時15分から8時40分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話	1	職責と心構え
予防査察行政の現状と課題	3	現状と課題、関係法令の改正内容
消防同意	6	消防同意の概要
査察	25	査察要領
危険物規制	7	製造所等に対する規制と査察要領
違反処理	9	違反処理の手続、違反処理要領、危険物取扱者および消防設備士に対する行政措置、不服審査手続
査察・違反処理実習	7	査察業務シミュレーション(模擬査察)、消防用設備の設置状況および能力確認
事例研究	7	実務研究課題討議
効果測定	1	効果測定
行事その他	4	入校式、修了式等
計	70	

(6) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類(「入校手続」参照)

ア 提出期限は、令和4年11月4日(金)必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の2)とする。

(8) その他

ア 事例研究資料を入校申込書類と同時に提出すること。(「事例研究」参照)

イ 入校者はインフルエンザの予防接種を努めて受けること。

4 消防職員専科教育救急科

(1) 目的

救急業務に必要な専門的知識および技能を修得させるとともに、救急隊員の資格を付与することを目的とする。

(2) 対象者

新しく救急業務に従事しようとする者

(3) 到達目標

- ア 救急業務および救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- イ 応急処置に必要な解剖生理および各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察および判断能力を備えていること。
- ウ 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。
- エ 救急器具および材料の取扱いに関して精通していること。

(4) 期間

令和5年1月19日(木)から令和5年3月17日(金)まで
入校受付は、1月19日(木)の8時15分から8時40分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話	1	職責と心構え
救急業務および救急医学の基礎	55	救急業務の総論および医学概論、解剖・生理、社会保障・社会福祉、救急実務および関係法規
応急処置の総論	76	観察、検査、応急処置総論、応急処置各論、救急医療・災害医療
病態別応急処置	67	心肺停止、ショック・循環不全、意識障害、出血、一般外傷、頭部・頸椎(頸髄)損傷、熱傷・電撃傷、中毒、溺水、異物(気道・消化管)
特殊病態別応急処置	26	小児・新生児、高齢者、産婦人科・周産期、精神障害、その他の創傷の処置等
効果測定	3	効果測定
事例研究	8	実務研究課題討議
実習および行事	51	救急用資器材の操作方法・保管管理・消毒、シミュレーション実習、JPTEC講習、実地研修 入校式、修了式、その他行事等
計	287	

(6) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類(「入校手続」参照)

- ア 提出期限は、令和4年10月28日(金)必着とする。
- イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の2)とする。

(8) その他

- ア 事例研究資料は、令和4年12月16日(金)までにデータで提出すること。
(「事例研究」参照)
- イ 消防教科書「救急」を十分に復習するとともに、救急隊員標準テキストを事前学習しておくこと。
- ウ 入校者はインフルエンザの予防接種を努めて受けること。
- エ JPTEC講習にあっては、認定を希望する場合は別途2,000円が必要となる。

5 消防職員専科教育救助科

(1) 目的

救助業務に必要な専門的かつ高度な知識および技能を修得させるとともに、救助隊員の資格を付与することを目的とする。

(2) 対象者

警防業務経験 5 年程度の者で、救助業務に従事している者もしくはその予定の者

(3) 到達目標

ア 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気および強靱な身体を有していること。

イ 救助活動に係る最新の知識を豊富に有しており、専門的かつ高度な技能および技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。

ウ 救助活動および救助訓練において自らの安全を確保できること。

(4) 期間

令和 4 年 1 0 月 3 日（月）から令和 4 年 1 1 月 8 日（火）まで

入校受付は、1 0 月 3 日（月）の 8 時 1 5 分から 8 時 4 0 分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内 容
講話	1	職責と心構え
安全管理	2 1	安全管理の意義、重要性および対策
災害救助対策	2 4	困難な救助業務の事例と対策
救急	8	外傷者の搬送方法、トリアージ対処要領
機械器具取扱訓練	2 0	各種救助器具の取扱い
救助訓練	4 4	高所・低所救出、火災・交通事故救助等
総合訓練	4 4	各種救助事故を想定した総合訓練
健康管理	2	体力錬成
効果測定	1	効果測定
行事その他	1 0	入校式、修了式等
計	1 7 5	

(6) 携行品

聴診器（持っている者に限る）、その他は P 5 3 携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類（「入校手続」参照）

ア 提出期限は、令和 4 年 8 月 2 6 日（金）必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書（様式第 1 号の 2）とする。

(8) その他

ア 訓練計画書を入校申込書類と同時に提出すること。

（「事例研究等」参照）

イ 山岳救助訓練を実施するため登山靴、ザック等の必要な個人装備を持参すること。

（入校後、持参時期は指示する。登山靴を持っていない者は編み上げ靴で対応可能）

ウ 次のことを事前学習しておくこと。

（ア）消防ロープ（撚りロープ）…基本結索、消防救助操法

（イ）ザイルロープ（編みロープ）…基本結索、アンカー・システム設定

（ウ）機械器具…エンジンカッター、可搬ウインチ、大型油圧救助器具、マット型空気ジャッキ、レシプロソーまたはエアソー

6 消防職員幹部教育初級幹部科

(1) 目的

初級幹部として必要な見識と指揮監督能力および技能を修得させるとともに、初級幹部としてふさわしい人格を養成することを目的とする。

(2) 対象者

主として消防司令補の階級にある者（消防士長の階級にある者であって、部隊または係の長である者を含む）

(3) 到達目標

- ア 初級幹部として責任および立場を正しく認識していること。
- イ 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。
- ウ 上司を補佐し、部下を指導できること。
- エ 事故および障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。
- オ 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。

(4) 期間

令和4年11月28日（月）から令和4年12月9日（金）まで
入校受付は11月28日（月）の8時15分から8時40分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話	1	初級幹部としての職責と心構え
訓練礼式	2	訓練礼式
消防時事	8	消防行政の現状と課題
消防財政	3	国と地方の関係、財政の仕組み、消防財政
人事業務管理	17	組織と監督、人権、情報公開と個人情報保護、健康管理
安全管理	7	公務災害、安全対策
現場指揮	16	災害現場の指揮、現場指揮要領
事例研究	13	実務研究課題討議
行事その他	3	入校式、修了式等
計	70	

(6) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類（「入校手続」参照）

- ア 提出期限は、令和4年10月21日（金）必着とする。
- イ 提出書類は、入校申込書（様式第1号の2）とする。

(8) その他

- ア 事例研究資料を入校申込書類と同時に提出すること。（「事例研究」参照）
- イ 入校者はインフルエンザの予防接種を努めて受けること。

7 消防職員特別教育特別幹部教育（研修教官）

(1) 目的

初任教育等において実施する教育指導および生活指導から幹部としての必要な見識と指揮監督能力を修得させるとともに、幹部職員としてふさわしい人格を養成することを目的とする。

(2) 対象者

消防司令補または消防士長の階級にある者

(3) 到達目標

- ア 人材育成の重要性と責任を重く受け止めていること。
- イ 実科訓練において、積極的に展示および指導ができること。
- ウ 常に危険への感受性を持ち、的確な安全管理が行えること。
- エ 後輩の模範となるよう消防人としての品格を保てること。

(4) 期間

令和4年4月5日（火）から令和4年9月29日（木）までの間の指定した期間
入校受付は、4月5日（火）の8時15分から8時40分までとし、全員登校すること。

なお、9月29日（木）の修了式当日は、7時45分までに全員登校すること。
入校生ごとに、指定した教育期間の初日は、8時15分までに登校すること。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
研修教官心得	1	目的と心得
入校式ガイダンス	3	施設確認等
訓練礼式	2	基本的な礼式および点呼要領等
教育実習	204	教育指導および生活指導
計	210	

(6) 携行品

白手袋（入校式・修了式用）、その他はP53携行品一覧の通りとする。
入校期間中の訓練で必要なものについては別途連絡する。

(7) 入校関係書類（「入校手続」参照）

- ア 提出期限は、令和4年3月25日（金）必着とする。
- イ 提出書類は、入校申込書（様式第1号の2）とする。

(8) その他

- ア 特別幹部教育生（研修教官）として入校するにあたり「初任教育訓練生に伝えたいこと」をテーマとした抱負文を提出するものとする。様式は別紙様式「事例研究資料」に準じるものとする。
- イ 提出期限は、指定された期間の始まる1週間前までとする。

8 消防職員特別教育水難救助教育

(1) 目的

水難救助業務に必要な専門的かつ高度な知識および技能を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

水難救助の専門的知識および技術の修得を必要とする者で、水難救助に対応できる泳力があり、定期健康診断において異常が認められない者であり高気圧作業安全衛生規則第四十一条各号に該当しない者

(3) 到達目標

ア 水中の特殊環境下における困難な救助活動に必要とされる冷静な判断力および強靱な身体を有し、自らが安全な潜水ができること。

イ 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能および技術を備え、これらを活用した応用力を十分発揮できること。

(4) 期間

令和4年6月13日(月)から令和4年6月24日(金)まで
入校受付は、6月13日(月)の8時15分から8時40分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内 容
安全管理	2	水難救助と安全管理
水難救助対策	6	水難救助対策と事例
潜水理論	7	潜水業務の基本
水難救助器具取扱訓練	2	水難救助器具取扱基本訓練
潜水基本訓練	2 3	潜水実技基本訓練
潜水応用訓練	1 1	水中検索訓練
総合訓練	1 4	現地実習訓練
効果測定	1	学科実技考査
行事その他	4	入校式、修了式等
計	7 0	

(6) 携行品

水着(競泳用)、防寒着(ウェットスーツの上着として使用)、スイミングキャップ、ラッシュガード、スイミングゴーグル、その他はP53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類(「入校手続」参照)

ア 提出期限は、令和4年4月28日(木)必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の2)とする。

(8) その他

訓練用個人装備のサイズ把握のため、入校関係書類提出の際、入校希望者の身長、体重、靴のサイズ、ウェットスーツのサイズを同時に記入して提出すること。

9 消防職員特別教育指揮隊教育

(1) 目的

現場指揮に必要な専門的知識および技能を修得せることを目的とする。

(2) 対象者

消防司令または消防司令補の階級にあって現場指揮を行う者

(3) 到達目標

- ア 現場指揮の現状および課題を理解していること。
- イ 消防関係法令に関する専門的知識および災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
- ウ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
- エ 事故および障害の発生時に迅速な初動対応ができ、安全管理と的確な下命を行えること。
- オ 災害状況および部隊を掌握し、明確な活動方針のもとに組織的な活動を展開し、トータル被害の軽減を目標として指揮ができること。

(4) 期間

令和5年1月11日(水)から1月17日(火)まで
入校受付は1月11日(水)の8時15分から8時40分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内 容
講話	1	職責と心構え、消防行政の現状と課題、消防関係法令の改正内容
現場指揮	4	現場指揮概論、部隊運用
消防戦術および安全管理	2	各種消防戦術、広域災害、安全管理、危険予知訓練
危機管理および広報	4	危機管理概論、災害危機管理、国民保護法、現場広報、報道対応
図上訓練	10	状況付与型図上訓練、MCLS
指揮訓練	13	各種災害指揮隊運用訓練
行事その他	1	入校式、修了式等
計	35	

(6) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類(「入校手続」参照)

- ア 提出期限は、令和4年12月2日(金)必着とする。
- イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の2)とする。

(8) その他

- ア 指揮隊訓練(シミュレーション訓練)を実施し、指揮隊3名編成時の活動要領を修得しておくこと。
- イ 入校者はインフルエンザの予防接種を努めて受けること。
- ウ MCLS講習にあっては、登録料として2,000円が必要となる。
(既に登録している者は除く)

10 消防職員特別教育はしご自動車等操作員教育

(1) 目的

はしご自動車等の取扱いに関する高度な知識を身につけ、安全で円滑な運用技術を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

現にはしご自動車等の運用に従事している者またはその予定にある者で、はしご自動車等の安全な運用について責任を有する者

(3) 到達目標

- ア はしご自動車等運用時の力学、取扱の原則を正しく理解していること。
- イ 特殊装置の構造、仕組みを正しく理解していること。
- ウ 安全で円滑な操作ができること。
- エ 故障等のトラブル発生時に冷静で的確な対応ができること。

(4) 期間

令和4年12月6日(火)から12月8日(木)まで
入校受付は12月6日(火)の8時15分から8時40分までとする。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内 容
安全管理	2	安全管理の重要性、事故事例
取扱基本理論	2	基礎力学、取扱の原則
特殊装置の構造	3	油圧機械、特殊装置の構造と仕組み
はしご自動車基本操作	7	基本車体設定、起伏・伸縮・旋回
はしご自動車応用操作	3	出勤から架梯、応用架梯操作
故障と対策	3	故障事例およびその対策と点検整備
行事その他	1	入校式
計	21	

(6) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類(「入校手続」参照)

- ア 提出期限は、令和4年10月28日(金)必着とする。
- イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の2)とする。

(8) その他

- ア 2日目、3日目については、各所属(局)本部で実施するものとする。
- イ 所属における教育内容については、各(局)本部と調整の上決定する。

11 消防職員特別教育女性消防職員教育

(1) 目的

「女性活躍推進」を目的とし、女性消防職員の今後の職域拡大に向け、消防職員の意識改革を図る。

(2) 対象者

別途通知による。

(3) 期日

別途通知による。

(4) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講演、実科訓練等	6	未定
計	6	

(5) 服装および携行品

別途通知による。

(6) その他

期日、内容、申込手続、経費等については別途通知による。

12 消防団員基礎教育

(1) 目的

消防団員として必要な基礎的な知識および技能を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

新任の消防団員

(3) 到達目標

ア 地域防災の担い手としての責務を自覚し、消防組織の概要および消防活動に必要な基礎知識および地域特性を理解していること。

イ 災害現場では自らの安全を確保しながら下命に基づく現場活動を遂行できること。

(4) 期間等

消防本部等からの要請に基づき学校教官が地域に出向き、教育訓練を行う。

なお、実施方法については以下のとおりとする。

ア 教育訓練の教科目および時間数は下記(5)の内容に準じる。

イ 令和4年4～7月に県内9か所にて各2日間実施する。教育訓練の実施日は消防本部等と調整した上で決定する。

(5) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
組織制度	1	職責と心構え、組織制度
訓練礼式	2	各個訓練、敬礼動作等
ポンプ操法	2	ホース延長、結合要領等
火災防ぎょ	2	火災の定義、燃焼条件と消火理論等
防災	2	災害対策と現場活動要領、水防工法
救急救助	2	救急
安全管理	2	危険感受性向上
行事その他	1	入校式、修了式等
計	14	

(6) 携行品

P 5 3 携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類（「入校手続」参照）

ア 各教育日の15日前までに入校申込書を提出（必着）することとし、提出後の入校者の変更報告については、P 3 1の4(1)のとおりとする。

イ 提出書類は、入校申込書（様式第1号の3）とする。

13 消防団員専科教育警防科

(1) 目的

警防活動に必要な知識および技能を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

機関科の修了者または3年以上の消防団経験を有する者

(3) 到達目標

ア 火災防ぎょ活動に関する専門的知識および行動原則ならびに各種災害事象における消防団の役割および活動内容を理解していること。

イ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

(4) 期間

令和4年10月14日(金) 9時30分～16時30分

10月15日(土) 9時30分～16時30分

入校受付は、いずれの日も8時50分から9時20分までとする。

(5) 予備日(「入校手続」4の(3)参照)

令和4年10月22日(土)

(6) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話	1	職責と心構え
火災防ぎょ	4	通論、火災防ぎょ行動、火災想定訓練
防災	2	災害対策、現場活動要領
安全管理	2	危険予知訓練
訓練礼式	2	各個訓練、敬礼動作
行事その他	1	入校式、修了式等
計	12	

(7) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(8) 入校関係書類(「入校手続」参照)

ア 提出期限は、令和4年9月9日(金)必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の3)とする。

ウ 入校申込書は、提出後に欠席等の変更が発生しないよう、慎重な人選のうえ提出すること。

14 消防団員専科教育機関科

(1) 目的

機関運用に必要な知識および技能を修得させることを目的とする。

(2) 対象者

基礎教育の修了者または2年以上の消防団経験を有する者で機関員として従事している者もしくはその予定の者

(3) 到達目標

ア 道路交通関係法令およびポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

イ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できるとともに、円滑な機関運用ができること。

(4) 期間

令和4年5月20日(金) 9時30分～16時30分

5月21日(土) 9時30分～16時30分

入校受付は、いずれの日も8時50分から9時20分までとする。

(5) 予備日(「入校手続」4の(3)参照)

令和4年5月28日(土)

(6) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話	1	職責と心構え
道路交通関係法令	1	道路交通法、道路運送車両法
緊急走行要領	2	緊急走行の基本原則、走行訓練
ポンプ運用	5	ポンプの構造と作用、ポンプの運用訓練
機関整備	2	点検整備、故障と対策
行事その他	1	入校式、修了式等
計	12	

(7) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(8) 入校関係書類(「入校手続」参照)

ア 提出期限は、令和4年4月15日(金)必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の3)とする。

ウ 入校申込書は、提出後に欠席等の変更が発生しないよう、慎重な人選のうえ提出すること。

15 消防団員幹部教育初級幹部科

(1) 目的

初級幹部として必要な見識と、消防活動上必要な知識および技能を養成することを目的とする。

(2) 対象者

班長の階級にある者（班長昇進予定者を含む）

(3) 到達目標

ア 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領および安全管理を深く理解していること。

イ 地域住民に対して防災指導を行えること。

(4) 期間

令和4年10月28日（金） 9時30分～16時30分

10月29日（土） 9時30分～16時30分

入校受付は、いずれの日も8時50分から9時20分までとする。

(5) 予備日（「入校手続」4の(3)参照）

令和4年11月5日（土）

(6) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話	1	職責と心構え
訓練礼式	1	訓練礼式指導要領
現場指揮	3	現場指揮要領、火災想定訓練
防災	2	災害対策、現場活動要領
防災指導要領	2	消火訓練指導要領、避難訓練指導要領 救出・救護訓練指導要領
安全管理	2	危険予知訓練
行事その他	1	入校式、修了式等
計	12	

(7) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(8) 入校関係書類（「入校手続」参照）

ア 提出期限は、令和4年9月22日（木）必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書（様式第1号の3）とする。

ウ 入校申込書は、提出後に欠席等の変更が発生しないよう、慎重な人選のうえ提出すること。

16 消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程

(1) 目的

現場指揮者として必要な見識と、消防活動上必要な知識および技能を養成することを目的とする。

(2) 対象者

部長または部長と同等の実務経験を有する班長

(3) 到達目標

ア 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮および安全管理の知識および技術を有していること。

イ 大規模災害時に現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導および情報収集・伝達に係る的確な現場指揮、安全管理の知識・技術を有すること。

ウ 自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

(4) 期間

令和4年11月25日(金) 9時00分～17時00分

11月26日(土) 9時00分～17時00分

入校受付は、いずれの日も8時20分から8時50分までとする。

(5) 予備日(「入校手続」4の(3)参照)

令和4年12月3日(土)

(6) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話・現場指揮・安全管理	3	職責と心構え、現場指揮の重要性、危険要因
火災防ぎょ訓練	3	大規模地震発生時の指揮要領
救助・救命訓練	3	倒壊家屋等からの救助救命と指揮要領
避難・誘導訓練 地域防災指導訓練	4	避難誘導要領・初期消火指導要領
行事その他	1	入校式、修了式等
計	14	

(7) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(8) 入校関係書類

ア 提出期限は、令和4年10月14日(金)必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の3)とする。備考欄に分団名を記載すること。

ウ 入校申込書は、提出後に欠席等の変更が発生しないよう、慎重な人選のうえ提出すること。

17 消防団員幹部教育指揮幹部科分団指揮課程

(1) 目的

分団の指揮者として必要な見識と、消防活動上必要な知識および技能を養成することを目的とする。

(2) 対象者

分団長および副分団長の階級にある者

(3) 到達目標

ア 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営および活性化に資する広い知識を有していること。

イ 各種災害発生時における分団の管理運営および効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

(4) 期間

令和4年12月16日(金) 9時00分～17時00分

入校受付は、8時20分から8時50分までとする。

(5) 予備日(「入校手続」4の(3)参照)

令和4年12月17日(土)

(6) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話・組織制度・安全管理	2	職責と心構え、消防団組織の現況
防災	1.5	災害対策基本法と消防団の役割
災害対応図上訓練	1.5	部隊等の安全管理、DIG訓練
事例研究	1	消防団の充実強化および活性化事例
行事その他	1	入校式、修了式等
計	7	

(7) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(8) 入校関係書類

ア 提出期限は、令和4年10月28日(金)必着とする。

イ 提出書類は、入校申込書(様式第1号の3)とする。備考欄に分団名を記載すること。

ウ 入校申込書は、提出後に欠席等の変更が発生しないよう、慎重な人選のうえ提出すること。

18 消防団員特別教育最高幹部教育

(1) 目的

最高幹部として必要な見識と社会情勢の変化に対応する管理能力を養成することを目的とする。

(2) 対象者

団長および副団長の階級にある者

(3) 期日

令和5年2月上旬 半日(午後)

(4) 教科目および時間数

教科目	時間数	内容
講話、講演等	3	未定
計	3	

(5) 服装および携行品

P 5 3 携行品一覧の通りとする。

(6) その他

期日、内容、申込手続等については別途通知による。

19 ポンプ操法指導員養成講習

(1) 目的

消防団員の消防操法技術の向上を図るため、滋賀県消防操法訓練大会実施要領に定めた行動を適切に指導できる指導者を養成することを目的とする。

(2) 対象者

滋賀県消防操法訓練大会への出場を目的として、滋賀県消防操法訓練大会実施要領に基づき、消防ポンプ操法の指導を行ってきた実績を有する消防職員および消防団員

(3) 到達目標

滋賀県消防操法訓練大会実施要領に定めた各番員の行動を正しく説明することができるとともに、自らが各番員の行動が展示でき、規律や節度、敏しょう性、士気、安全性等について適切な指導が行えること。

(4) 期間

ア ポンプ車操法

令和4年4月27日(水) 9時30分～16時30分

入校受付は、8時50分から9時20分までとする。

イ 小型ポンプ操法

令和4年4月28日(木) 9時30分～16時30分

入校受付は、8時50分から9時20分までとする。

(5) 教科目および時間数

ア ポンプ車操法

教 科 目		時間数
講 義	実施要領	2
実 技	ポンプ車操法	4
計		6

イ 小型ポンプ操法

教 科 目		時間数
講 義	実施要領	2
実 技	小型ポンプ操法	4
計		6

(6) 携行品

P53携行品一覧の通りとする。

(7) 入校関係書類

ア 提出期限は、別途通知による。

イ 提出書類は、別途通知による。

ウ 入校者枠は、滋賀県消防操法訓練大会における滋賀県消防協会各支部の出場隊数を基準に決定し、別途通知する。

20 一日入校

(1) 目的

地域の自主防災組織や事業所、女性防火クラブ等に対し、防火・防災講座、規律訓練、消火訓練等の教育訓練を実施することにより県民の防災意識の更なる高揚を図ることを目的とする。

(2) 対象者

自主防災組織、事業所、女性防火クラブ等、地域防災力の充実強化を担う者。(ただし、消防学校近隣地域に限る。)

(3) 期日

半日、もしくは1日間

(4) 教科目および時間数

入校する対象者を所轄する消防署等と調整

(5) 服装および携行品

入校する対象者を所轄する消防署等と調整

(6) その他

ア 一日入校については、消防職員教育および消防団員教育に支障のない範囲でのみ受入れを行うものとする。

イ 期日、内容、申込手続、経費等については入校する対象者を所轄する消防署等と調整するものとする。

入 校 手 続

1 入校申し込み

入校予定者の任命権者（以下「申込者」という。）が、教育訓練実施要綱に基づき、入校申込書類を提出期限までに消防学校長（以下「校長」という。）に提出するものとする。併せて、入校申込書様式はエクセルデータ、事例研究資料・訓練計画書・情報交換資料はワードデータにて消防学校あてにメールで提出するものとする。PDF形式には変換しないこと。

（入校申込書類は、個人情報保護の観点から当校教育訓練の目的以外には一切使用しません。）

2 入校者の決定

校長は、入校申込書類を受理したときは、選考のうえ入校の可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

ただし、消防団員および消防関係者に対する教育は、申し込みがあった者の入校を許可するものとし、入校許可の通知は省略する。

3 入校経費

(1) 支払方法および時期

ア 消防職員教育については、教育開始までに食費、認定料および登録料を除く入校経費を口座振込で支払うものとする。なお、食費等については、教育開始後に入校生本人から徴収する。

イ 消防職員教育の入校申込書類の提出期限以降の変更（人数減）については、入校経費の一部を請求する。

ウ 消防団員教育については、教育終了後、市町長あてに滋賀県消防教育訓練協議会会長（校長）が発行する入校経費請求書に基づき口座振込で支払うものとする。

エ 消防団員教育の入校申込書類の提出期限以降の変更（人数減）については、入校経費を下記のとおり請求する。

< 消防団員教育の入校経費の請求について >

項目	下記以降の欠席連絡については、該当項目の入校経費を請求する 無断欠席については入校経費の全部を請求する
食費	2営業日前の午前9時
図書費(書籍)	入校申込書の提出期限以降
教材費(資料印刷代等)	入校申込書の提出期限以降

(2) 振込口座

入校経費の振込口座は、次のとおりとする。

滋賀銀行 能登川支店 普通預金 144924

滋賀県消防教育訓練協議会 副会長 吉村 正之

4 その他

(1) 消防団員教育における入校者の変更報告について

入校申込書類の提出後、やむを得ない理由により欠席する場合は、消防学校担当者に電話連絡するとともに、**朱書き訂正した入校申込書様式をエクセルデータにて消防学校あてにメールで報告すること。また、基礎教育については教育終了後に受講者名簿を報告すること。**

(2) 消防団員教育受講証明書の交付

消防団員教育において、教育の一部が未受講の場合は、次のとおり取り扱う。

ア 教育の一部のみを受講した者には、消防団員教育受講証明書（以下「受講証明書」という。）を交付する。

イ 受講証明書の交付は、1日を単位とする。

ウ 受講証明書の効力は原則翌年度（1）までとし、特別の事情のある場合は受講年度の翌々年度（2）まで認める。

1．隔年実施の教育の場合、次回教育実施年度

2．隔年実施の教育の場合、次々回教育実施年度

エ 修了証書の交付は、その教育の未受講分を受講したときに交付する。

(3) 消防団員教育時における警報発令時の対応

消防団員教育実施当日において彦根地方气象台から気象情報として「警報」が発令されている場合の対応については、次のとおり取り扱う。

ア 気象情報名

彦根地方气象台が発令した「警報」

イ 警報発令時の取り扱い

(ア) 実施当日の午前6時現在において、滋賀県内のいずれかの地域に警報が発令されている場合は、当日予定している消防団員教育を延期する。

(イ) 第1日目に警報が発令され延期とした場合は、第1日目の日課を第2日目に行い、第2日目の日課を予備日に実施する。

また、第2日目に警報が発令され延期とした場合は、第2日目の日課を予備日に実施する。

(ウ) 予備日に再度警報が発令されている場合は、当該教育を中止とする。

ウ 中止した場合の一部受講者の取り扱い

中止したことにより全課程を修了できなかった者には、受講分について受講証明書を交付する。この場合の課程の修了の取り扱いは、4(2)のウ、エに準じるものとする。

エ その他

(ア) 実施当日の午前6時現在において、警報が発令されていて教育を延期または中止した場合、その連絡は行わない。

なお、午前6時以降に発令された場合は、状況に応じて校長の判断により教育を延期または中止することもある。

(イ) 受講証明書の交付を受けている者で、受講を予定していた教育が中止となった場合は、さらにその翌年度に受講できるものとする。

(4) その他やむを得ない理由等により消防団員教育を中止する場合の対応

警報発令時以外のその他やむを得ない理由等により消防団員教育を中止する場合の対応については、次のとおり取り扱う。

ア 教育を中止する場合の取り扱い

教育を中止する場合、各市町・消防(局)本部担当窓口あてに連絡するものとする。

イ 受講証明書の交付を受けている者で、受講を予定していた教育が中止となった場合は、さらにその翌年度に受講できるものとする。

< 問い合わせ >

滋賀県消防学校

〒521-1213 東近江市神郷町3 1 4 番地

TEL : 0748-42-1000 FAX : 0748-42-1001

E-mail : as30@pref.shiga.lg.jp

入校申込書(様式)等

入 校 申 込 書

番 号
年 月 日

滋 賀 県 消 防 学 校 長 様

消 防 長
氏 名

貴校消防職員初任教育に下記の者を入校させたいので申し込みます。
なお、健康診断の結果、特に異常ないものと認めます。

記

番号	階 級	所 属・職 名	氏 名	ふ り が な	年 齢	備 考

健康診断の結果等で特記事項があれば備考欄に記入してください。

消 防 長 様

滋賀県消防学校規則第5条第2項の規定に基づき、上記の職員の入校を許可します。

年 月 日

入 校 申 込 書

番 年 月 日 号

滋賀県消防学校長 様

消 防 長
氏 名

貴校消防職員 教育に下記の者を入校させたいので申し込みます。

記

番号	階 級	所 属・職 名	氏 名	ふ り が な	年 齢	初 任 教 育	備 考

注1 初任教育修了年度を初任教育欄に記入してください。(例：平成 年度修了の場合、H)

注2 当校で直近の修了済みの教育訓練名と修了年度を備考欄に記入してください。

消 防 長 様

滋賀県消防学校規則第5条第2項の規定に基づき、上記の職員の入校を許可します。

年 月 日

入 校 申 込 書

番 年 月 日 号

滋 賀 県 消 防 学 校 長 様

消 防 団 長
氏 名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

貴校消防団員 教育に下記の者を入校させたいので申し込みます。

記

番号	階 級	氏 名	ふ り が な	年 齢	第 1 日 目	第 2 日 目	備 考

当校で直近の修了済みの教育訓練名と修了年度を備考欄に記入してください。該当のない場合は「該当なし」と記入してください。

また、指揮幹部科現場指揮課程および分団指揮課程は、備考欄に分団名を記入してください。

ふりがな			
氏名			
現住所	(〒 -)		
電話番号	() -		
生年月日	平成 年 月 日 (満年齢 歳) 令和4年(2022年)年4月1日現在		
最終学歴			
	(卒業・中退)		
職歴			
救急救命士資格		通学バス	
自動車運転免許	普通 ・ 普通 (A T 限定) ・ 準中型 ・ 準中型 (5 t 限定) 中型 ・ 中型 (8 t 限定) ・ 大型 ・ なし		
食物アレルギー			

注1 入校希望者1名につき1枚作成すること。

注2 現住所と令和4年(2022年)4月1日以降の住所が異なる場合は、令和4年(2022年)4月1日以降の住所を記入すること。

注3 最終学歴は学部、学科まで記入すること。

注4 救急救命士資格欄は、「有り」「取得予定」「無し」のいずれかを記入すること。

注5 教育期間中の通学バス(J R 能登川駅 ~ 消防学校) の利用について、「利用する」「利用しない」のいずれかを記入すること。

注6 自動車運転免許については、該当するものを で囲むこと。

注7 Word形式のままメール送付すること。

ケガ・既往歴等一覧表

消防局・本部

番号	氏名	性別	生年月日	R4.4/1 満年齢	ケガ・既往歴等		
					有無	内容	訓練実施上および寮生活上配慮すべき事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

注1 行が不足する場合は追加すること。

注2 Excel形式のままメール送付すること。

初任教育入校許可申請時の健康診断および聞き取り調査について

各消防（局）本部において、下記のとおり実施してください。

記

1 検査項目

既往症 自覚症状 身長および体重 視力 聴力 胸部レントゲン
（安静時）心電図 （負荷時）心電図 血圧および血液型 貧血検査
血中脂質検査 肝機能検査 検尿検査 運動機能障害 その他疾患
特記事項 総合所見

（注）既往症等がある場合または加療中である場合は、長期間の学校生活に対する支障の有無について医師の判断を受けること。この場合、次の事項を条件とする。

ア 6か月間の全寮制教育であり、深夜勤務訓練も実施すること。

イ 入校中、通院が不可であること。

ウ 食事療法は、給食業務の関係上、実施できないこと。

エ 早朝等に体操およびランニングを実施すること、および瞬発力、持久力を養う激しい運動を実施すること。

オ 消防活動訓練（ポンプ操法、救助、機器取扱等訓練）を実施すること。

カ 抜き打ちの出動準備訓練を適宜実施すること。

キ 高所訓練を実施すること。

上記検査項目の例示のうち、貧血検査、血中脂質検査、肝機能検査、検尿検査の具体的な項目は次のとおりとする。貧血検査は血色素量、赤血球数およびヘマトクリット、血中脂質検査は総コレステロールおよび中性脂肪、肝機能検査はGOT、GPTおよびGTP、検尿検査は尿蛋白、尿糖、尿潜血および尿ウロビリノーゲンとする。

なお、健康診断は上記検査項目を充足していればよく、他の検査項目の実施を妨げるものではない。

2 健康診断書

健康診断書は、各消防（局）本部で保管するものとし、入校許可申請時の健康診断書の提出は必要ないものとする。ただし、各消防（局）本部において、入校生予定者のケガ・既往歴等を上記アからキの内容を考慮した上で十分に把握し、別紙様式Bにより訓練実施上および寮生活上配慮すべき事項の有無およびその内容を消防学校まで連絡してください。

なお、別紙様式Bは入校申込書、別紙様式Aとともに提出願います。

事例研究等

事 例 研 究

1 目的

消防職員として検討を要するものや、問題点となっている消防行政上の諸事例等について、教育生同士で研究し、議論することで問題に対応する思考や実践方法を身につけることを目的とする。

2 対象

消防職員教育のうち別表の教育については、教科目のひとつとして事例研究を実施する。

3 書類の事前提出

事例研究の討議を効率的に行うため、各教育訓練実施要綱に定める期限までに討議のための資料を別紙様式によりメールにて提出すること。

提出テーマ数については、各入校生につき1題とする。

4 テーマ

事例研究のテーマについては、教育種別ごとに次の中から選択するものとする。

内容は単に体験発表的なものではなく、研究、討議し得るものとし、背景、現状、問題点が十分理解できるようにすること。 <別表>

教 育 種 別	テ ー マ
専 科 教 育 警 防 科	消防戦術事例、警防行政事例、特異災害事例、訴訟事例、安全管理事例
専 科 教 育 予 防 査 察 科	違反処理事例、予防行政に関すること 査察事例、消防用設備設置指導事例
専 科 教 育 危 険 物 科	危険物規制実務事例、違反処理事例、災害事例
専 科 教 育 救 急 科	救急業務実施上の問題点、救急隊員の教育 応急手当の普及・啓発、関係機関との連携 救急需要対策、救急症例、その他
専 科 教 育 救 助 科	次の災害に関する訓練計画書を作成すること。 火災救助、高所救助、低所救助、山岳救助、中州救助、 NBC災害対応救助、震災救助、土砂災害救助等
幹 部 教 育 初 級 幹 部 科	人事管理事例、苦情事例、安全管理事例 訴訟事例、特異災害事例
幹 部 教 育 中 級 幹 部 科	人事管理事例、苦情事例、安全管理事例 訴訟事例、特異災害事例

網掛け部分の教育は、令和4年度は実施しない

事例研究資料

所 属	テ ー マ	出題者氏名

題 名

訓練計画書

所属 _____ 氏名 _____

訓練目的	
------	--

想 定	
-----	--

実働実施時間 15分

活動人数	救助隊	名
	支援隊	名

訓練施設の状況

訓練実施に必要なと思われる図面及び写真等

使用資機材

訓練要領

安全管理計画

安全管理の注意事項

訓練計画書（記載例）

所属 大津 氏名 滋賀 太郎

訓練目的	宙吊り救助
------	-------

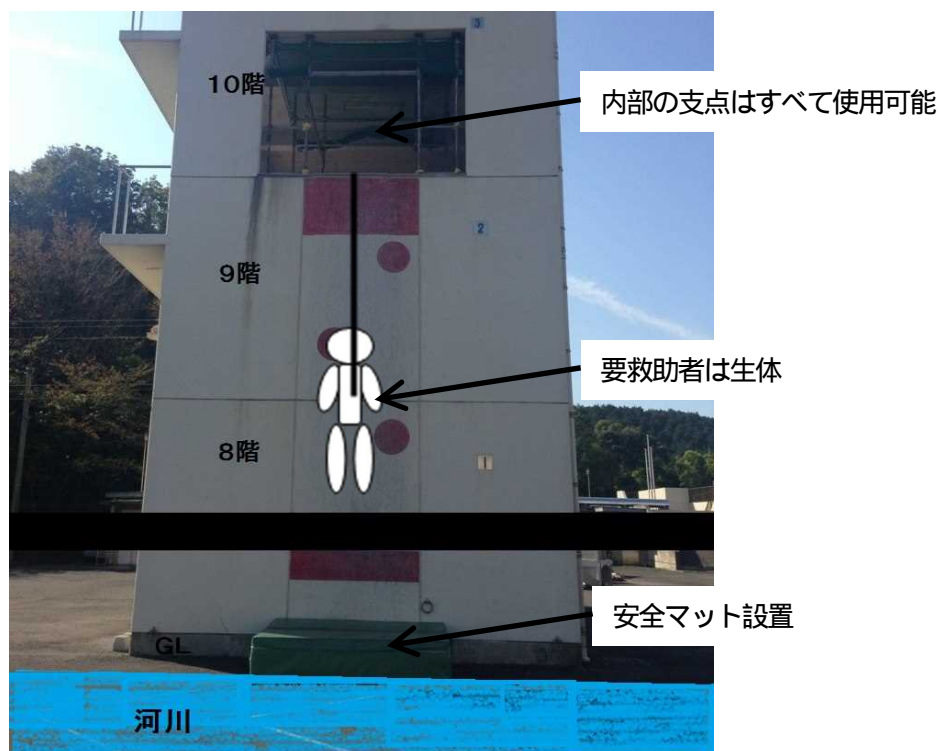
想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10階建てビル、8階部分において窓清掃業者の従業員1名が宙吊り状態となったもの。 ・ 自己のハーネスのみで宙吊り状態。 ・ 高所のため、GLからのアプローチは不可能。アプローチは10階からのみ他階不可能。また、はしご車の活用も不可能。 ・ 救出面下部は河川があるため、要救助者は10階に救出すること。 ・ 要救助者情報 40歳男性、JCS1ケタ（現場到着時） 悪化し救出時にはJCS3ケタ
----	--

実働実施時間15分

活動人数	救助隊	5名
	支援隊	名
	関係者	1名
	要救助者	1名（生体）

訓練施設の状況

訓練実施に必要なと思われる図面及び写真等



使用資機材

- ・ 編みロープ 30m×3本
20m×2本
- ・ テープスリング 数本(支点用、あぶみ用)
- ・ ロープバック×2
- ・ カラビナ 多数
- ・ ハーネス 救助隊員×5
- ・ ID×1
- ・ ストップ×1
- ・ アッセンション(左)×1
- ・ ツインプーリー×1
- ・ 拡声器×1
- ・ 安全マット×1
- ・ ピタゴール×1
- ・ 安全帯×1
- ・ トランシーバー×2

訓練要領

訓練要領

指令書

現場到着前事前命令

- ・ 使用資器材準備
- ・ 個人装備全員着装

現場到着

- ・ 状況確認
- ・ 方針決定
- ・ 要救助者及び活動隊員への安全管理

救助活動

- ・ 隊員進入(懸垂降下)
- ・ 落下防止措置
- ・ 救出口ロープ投入
- ・ 要救助者をピタゴールに収容
- ・ 障害解除
- ・ 救出開始(10階に救出)
- ・ 救出完了

訓練想定終了

安全管理計画

安全管理の注意事項

- ・ 隊員の体調確認
- ・ 降下位置及び救出地点に安全マット設置
- ・ GLからのスタート、資器材は3階に 持ってあがる
- ・ 高所のため自己確保の徹底（自己確保用ロープは訓練中に設定）
- ・ 確認呼称の徹底
- ・ 進入隊員と上部活動隊員との連携
- ・ 要救助者との早期接触と落下防止措置

情報交換資料

所属

氏名

テーマ

別 表

別表1 教育期間等

教育種別		教育期間	教育日数	時間数	回数	入校 予定者	対象者	備考		
消防員	初任教育	令和4年 4月 5日(火)～令和4年 9月30日(金)	118日	824	1	50	新任消防職員	全寮制		
	専科教育	警防科	令和4年11月10日(木)～令和4年11月24日(木)	10日	70	1	22	消防司令補または消防士長(その予定者で、警防業務経験5年以上の者を含む)の階級にあって警防業務に従事する者	全寮制	
		特殊災害科	(隔年実施につき令和4年度は実施しない)	7日	49	-	-	消防司令補または消防士長(その予定者で、警防業務経験5年以上の者を含む)の階級にある者	全寮制	
		予防査察科	令和4年12月12日(月)～令和4年12月23日(金)	10日	70	1	25	予防査察業務に従事する者	全寮制	
		危険物科	(隔年実施につき令和4年度は実施しない)	5日	35	-	-	危険物規制業務に従事する者	全寮制	
		火災調査科	(隔年実施につき令和4年度は実施しない)	10日	70	-	-	火災調査業務に従事する者	全寮制	
		救急科	令和5年 1月19日(木)～令和5年 3月17日(金)	41日	287	1	50	新しく救急業務に従事しようとする者	全寮制	
		救助科	令和4年10月 3日(月)～令和4年11月 8日(火)	25日	175	1	23	警防業務経験5年程度の者で救助業務に従事している者もしくはその予定の者	全寮制	
	幹部教育	初級幹部科	令和4年11月28日(月)～令和4年12月 9日(金)	10日	70	1	17	主として消防司令補の階級にある者(消防士長の階級にある者であって、部隊または係の長である者を含む)	全寮制	
		中級幹部科	(隔年実施につき令和4年度は実施しない)	7日	49	-	-	主として消防司令の階級にある者(消防司令補の階級にある者であって、組織の管理を職務とする者を含む)	全寮制	
		上級幹部科	(隔年実施につき令和4年度は実施しない)	3日	21	-	-	主として消防司令長の階級にある者(消防管理職員で課長級または課長補佐の職にある者を含む)	全寮制	
	特別教育	特別幹部教育	令和4年 4月 5日(火)～令和4年 9月29日(木)	約30日	210	1	7	消防司令補または消防士長の階級にある者	全寮制	
		水難救助教育	令和4年 6月13日(月)～令和4年 6月24日(金)	10日	70	1	18	水難救助の専門的知識および技術の修得を必要とする者で水難救助に対応できる泳力があり、定期健康診断において異常が認められない者であり、高気圧作業安全衛生規則第四十一条各号に該当しない者	全寮制	
		指揮隊教育	令和5年 1月11日(水)～令和5年 1月17日(火)	5日	35	1	25	消防司令または消防司令補の階級にあって現場指揮を行う者	全寮制	
		体育指導員教育	(隔年実施につき令和4年度は実施しない)	2日	14	-	-	主として消防司令補の階級にある者で体力管理指導に従事している者またはその予定にある者	通学制	
		はしご自動車等操作員教育	令和4年12月 6日(火)～令和4年12月 8日(木)	3日	21	-	-	現にはしご自動車等の運用に従事している者またはその予定にある者ではしご自動車等の安全な運用について責任を有する者	通学制	
		女性消防職員教育	別途通知	1日	6	1	未定	別途通知	通学制	
	消防団員	基礎教育	別途調整(令和4年4月～7月、9箇所)	2日	14	-	500	新任の消防団員		
		専科教育	警防科	令和4年10月14日(金)・10月15日(土)	2日	12	-	60	機関科の修了者または3年以上の消防団経験を有する者	
			機関科	令和4年 5月20日(金)・5月21日(土)	2日	12	1	80	基礎教育の修了者または2年以上の消防団経験を有する者で機関員として従事している者もしくはその予定の者	
幹部教育		初級幹部科	令和4年10月28日(金)・10月29日(土)	2日	12	1	50	班長の階級にある者(班長昇進予定者を含む)		
		指揮幹部科	現場指揮課程	令和4年11月25日(金)・11月26日(土)	2日	14	1	50	部長または部長と同等の実務経験を有する班長	
			分団指揮課程	令和4年12月16日(金)	1日	7	1	70	分団長および副分団長の階級にある者	
特別教育	最高幹部教育	令和5年 2月上旬(別途通知)	1日	3	1	40	団長および副団長の階級にある者			
その他	ポンプ操法指導員養成講習	ポンプ車	令和4年 4月27日(水)	各1日	各6	2	45	滋賀県消防操法訓練大会への出場を目的として、滋賀県消防操法訓練大会実施要領に基づき、消防ポンプ操法の指導を行ってきた実績を有する消防職員および消防団員		
		小型ポンプ	令和4年 4月28日(木)				45			
	一日入校	別途調整						地域の自主防災組織や事業所、女性防火クラブ等 近隣地域で教育に支障のない日程に限る		

別表2 入校申込期限等

教育種別	教育予備日	申込書類提出期限	申込書類	事例研究資料	情報交換資料	入校経費（1人あたり）（単位：円）							合計
						入校生から徴収		各本部から徴収					
						認定料 登録料	食費	図書費	教材費	研修費	寮費	計	
初任教育	通学バス利用なし	令和4年2月25日（金）	様式第1号 別紙様式A、別紙様式B				155,560	41,500	62,200	41,000	18,640	163,340	318,900
	通学バス利用する						155,560	41,500	62,200	68,600	18,640	190,940	346,500
消防	警防科	令和4年10月7日（金）	様式第1号の2	要		14,000	6,630	2,550	510	1,430	11,120	25,120	
	特殊災害科	（隔年実施につき令和4年度は実施しない）		様式第1号の2									
	予防査察科	令和4年11月4日（金）	様式第1号の2	要		12,700	9,990	1,020	3,670	1,430	16,110	28,810	
	危険物料	（隔年実施につき令和4年度は実施しない）		様式第1号の2	要								
	火災調査科	（隔年実施につき令和4年度は実施しない）		様式第1号の2									
	救急科	令和4年10月28日（金）	様式第1号の2	要	JPTec 認定料 2,000	55,420	24,250	12,020	21,070	7,130	64,470	121,890	
職員	救助科	令和4年8月26日（金）	様式第1号の2	要		33,900	8,560	8,150	10,390	3,160	30,260	64,160	
	初級幹部科	令和4年10月21日（金）	様式第1号の2	要		12,700	3,470	2,040	510	1,430	7,450	20,150	
	中級幹部科	（隔年実施につき令和4年度は実施しない）		様式第1号の2	要								
	上級幹部科	（隔年実施につき令和4年度は実施しない）		様式第1号の2	要								
特別教育	特別幹部教育	令和4年3月25日（金）	様式第1号の2			日数分		920		3,260	4,180	4,180	
	水難救助教育	令和4年4月28日（木）	様式第1号の2			14,000	7,130	3,060	11,510	1,430	23,130	37,130	
	指揮隊教育	令和4年12月2日（金）	様式第1号の2		MCLS 登録料 2,000	5,350	3,670	210	4,890	970	9,740	17,090	
	体育指導員教育	（隔年実施につき令和4年度は実施しない）		様式第1号の2	要								
	はしご自動車等操作員教育	令和4年10月28日（金）	様式第1号の2			520	2,650				2,650	3,170	
女性消防職員教育	（別途通知）		（別途通知）									（別途通知）	
						各市町から徴収						合計	
						食費	図書費	教材費	研修費	寮費			
消防	基礎教育	各教育日の15日前		様式第1号の3									
	警防科	令和4年10月22日（土）	令和4年9月9日（金）	様式第1号の3		1,040	1,430	210				2,680	
団員	機関科	令和4年5月28日（土）	令和4年4月15日（金）	様式第1号の3		1,040	1,240	210				2,490	
	初級幹部科	令和4年11月5日（土）	令和4年9月22日（木）	様式第1号の3		1,040	1,650	1,330				4,020	
特別教育	指揮	現場指揮課程	令和4年12月3日（土）	令和4年10月14日（金）	様式第1号の3	1,040		210				1,250	
	幹部科	分団指揮課程	令和4年12月17日（土）	令和4年10月28日（金）	様式第1号の3	520		210				730	
その他	最高幹部教育	（別途通知）		（別途通知）									
	ポンプ操法指導員養成講習	ポンプ車	（別途通知）		（別途通知）								
		小型ポンプ											
	一日入校												

食費についてはカリキュラムの編成上、食数が変わることがありますのでご注意ください。
 食費 @1,620円/日（朝 410円、昼 520円、夕 690円）

携行品一覽

携行品一覧

教育名	服装														その他									
	(制服・制帽・黒短靴 (女性は黒パンブス))	活動服	救助服	アポロキャップ	ヘルメット	ヘッドランプ・ゴーグル・警笛	雨具(カッパ)	防火服上下・防火帽・防火靴	編み上げ靴	運動靴(華美でないもの)	上履き(華美でないもの)	(消防団員は安全靴が防火靴でも可)	革手袋	ケプラー手袋および防火手袋	(黒・紺系統で無地のもの) <small>靴下</small>	トレイニングウェア ² 着 (体育用・寮生活用)	スーツ	消防手帳	消防関係法令集	筆記用具・マスク・保険証	体温計	印鑑	その他寮生活(宿泊)に 必要なもの	
	1															2								
消防職員	初任教育			3	3	3		3	3	3		3	3		3			3						
	専科教育	警防科																						
		予防査察科																						
		救急科																						
		救助科 その他必要なものはP12参照																						
	幹部教育	初級幹部科																						
	特別教育	特別幹部教育(研修教官) その他必要なものはP14参照							防火靴のみ															
		水難救助教育 その他必要なものはP15参照																						
		指揮隊教育																						
		はしご自動車等操作員教育																						
	女性消防職員教育		別途通知																					
消防団員	基礎教育																							
	専科教育	警防科																						
		機関科							警笛のみ															
	幹部教育	初級幹部科																						
		指揮幹部科																						
		現場指揮課程																						
		指揮幹部科 分団指揮課程																						
特別教育	最高幹部教育																							
その他	ポンプ操法指導員養成講習																							
	一日入校																							

1 制服は以下の点に留意

制服は所属機関が指定するものとする。

制服の階級章、襟章、肩章および所属の名札は、予め外しておくこと。

盛夏服の着用については、原則5月から9月までとする。ただし、具体的な始期・終期は追って指示する。

ワイシャツは無地・白色のレギュラーカラーとし、ボタンダウン襟は禁止とする。また、サイズが合っているものを着用すること。

肌着（上衣）はVネックの無地で白色とする。

ネクタイはウィンザーノットで正しく締めこむこと。（セミウィンザーノットは禁止とする。）

フラップは屋内外問わず、出しておくこと。

黒短靴はきれいに磨き、汚れや型崩れ、傷がないこと。

2 スーツは通学および校外研修時に着用するものであり、以下の点に留意

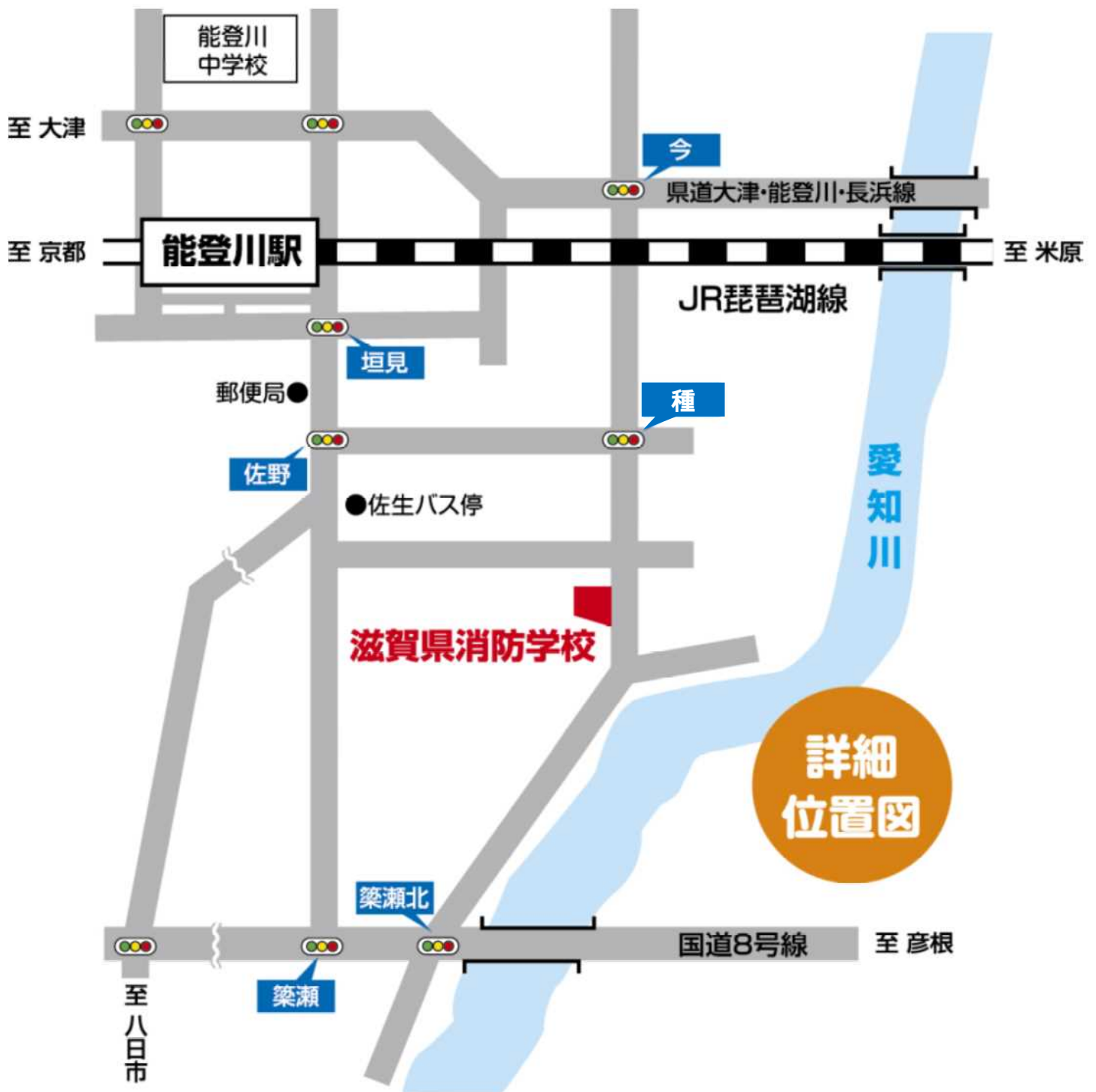
男性は背広、ワイシャツおよびネクタイ着用を標準とし、女性はこれに準じること。

原則5月から10月まではサマーエコスタイル期間とし、背広およびネクタイは着用せず軽快な服装とすること。ただし、具体的な始期・終期は追って指示する。なお、ワイシャツは半袖可とする。

3 携行品一覧の中で、初任教育において消防学校が配布する物品等は以下の通り

アポロキャップ、警笛、カップ、編み上げ靴、運動靴、上履き、革手袋、ケブラー手袋、防火手袋、トレーニングウエア2着（1着は個人負担）、消防関係法令集
ヘッドランプは不要。なお、ゴーグルは所属で支給されている場合は持参すること。

また、運動靴および上履きは、サイズ交換が発生する可能性があるため、念のため持参すること。



< 交通機関 >

JR琵琶湖線 能登川駅下車(3Km)

近江鉄道バス「八日市駅」行き、または「市ヶ原」行き

「佐生(さそ)バス停」下車 徒歩20分(1.5Km)

滋賀県消防学校

〒521-1213

滋賀県東近江市神郷町314番地

電話番号 0748-42-1000

FAX 0748-42-1001

e-mail as30@pref.shiga.lg.jp